

# 清代乾隆年間における粤海関の徴税報告遅延問題について

滝野 正二郎

## はじめに

一般に帝政時代の中国は中央集権的専制国家であったといわれている。それを具体的に支えるのは国家による通信システム、あるいはそれを前提とした政治機構全体であるといえよう。それが空間的・時間的な障害を克服し、中国を「中央集権」の国家たらしめていたのである。これらの政治システムがいかなる障害、いかなる問題の発生に直面していたかという具体的な事実を知ることが、各種の通信手段が発達した現代社会に住む我々が歴史を見るために必要なことだと思われる。

筆者は先年、拙稿「清代乾隆年間における奏摺の送達所要日数について——軍機処録副奏摺中の関税史料を題材として——」<sup>1)</sup>において、軍機処録副奏摺中の関税史料を用い、清代乾隆年間における各省会・常関所在地から北京までの奏摺の送達所要日数を検討した。その際、粤海関からのそれに特に大きな偏差が見られることに触れ、「中央派遣の関差の奏摺のほうが総督巡撫らの奏摺に比べて遅く、しかも安定性にかける。粤海関にその傾向が甚だしい。広州から北京まで百日以上もかかる場合が多いが、広東巡撫なみに約30日で到達することもある。なにゆえこのような差異が生まれるのか。なにゆえ、広東から北京まで100日以上もかかるのか。理解に苦しむ。……（中略）……粤海関の徴税報告・銀解送が年度の終了後かなり経過して行なわれたために咎められたことがあり、これから考えれば、奏摺日期に何らかの作為が施されている可能性もある。いずれにしてもこの点に関しては確証がなく、今後の課題としたい。」と述べ、この点に関する解答を留保した。それは、前稿の時点では、この件に関連すると思われた軍機処録副奏摺である乾隆46年11月14日奉批（原奏10月24日）の広東巡撫李湖奏摺<sup>2)</sup>について瞥見したのみであった<sup>3)</sup>ためであった。その後、中国第一歴史档案馆を再訪し、関連史料を採録することもできたので、本稿では、その点について補論を提出し、解答留保の責めを塞ぐとともに、冒頭で述べた問題の具体的事実の把握に努めたいと思う。

## 一、粵海関の徴税報告所要日数

具体的な問題の分析に入る前に、粵海関の徴税報告所要日数および広東関係官僚の奏摺送達所要日数について確認しておこう。

表1が中国第一歴史档案馆蔵『軍機処録副奏摺』乾隆、財政類、関税項より抜粋した乾隆4年から50年まで<sup>4)</sup>の粵海関関連史料の全てである。これを見ていただくと、両広総督・広東巡撫が発出した奏摺は通常30日内外で北京まで到達しており（表1、所要日数列の無印のもの）、それに比して、粵海関監督単独あるいは両広総督・粵海関監督連名の徴税額（あるいは関税盈餘額）の報告の多くが90日以上もかかって北京まで到達している（同じく表1所要日数列の○を付したのもの）ことがわかる。

表1 粵海関関連奏摺の送達所要日数（乾隆4～50年）

文件号	奏摺者官職	官番号	駐在地	原奏日期	奉批日期	所要日数	内容等
58027	広東巡撫	4401	広州	040911	041015	34	奏報粵海関應解部銀起解日期
58128	広東巡撫	4401	広州	060616	060721	34	奏明粵海関盈餘短少緣由
58129	広東巡撫	4401	広州	060706	060812	36	報解粵海関歸公雜項銀兩
58226	広東巡撫	4401	広州	070508	070611	32	粵海関収支數目
58255	署両広総督	4400	広州	071116	071215	29	奏報辦理海関事宜
58321	広東巡撫・粵海関監督	4401	広州	080426	08R427	31	奏報粵海関正雜稅銀
58350	広州將軍兼管粵海関監督	4403	広州	080912	081013	31	奏報辦理海関情形
58401	広州將軍兼管粵海関監督	4403	広州	081208	090107	28	奏報經收粵海関兩季稅務情形
58427	広州將軍兼管粵海関監督	4403	広州	090529	090704	33	奏報粵海関稅額確實情形
58428	広州將軍兼管粵海関監督	4403	広州	090529	090704	33	敬陳海関事宜
58429	広州將軍兼管粵海関監督	4403	広州	090529	090704	33	奏密請酌留海関書役陋規以抵役食
58436	広州將軍兼管粵海関監督	4403	広州	090702	090729	27	奏海関節省銀兩請解由
58448	署理広東巡撫	4401	広州	091011	091110	29	奏報伊拉齊任内海関稅銀盈餘銀兩
58449	署理広東巡撫	4401	広州	091011	091110	29	奏報粵海関稅銀盈餘銀兩
58540	両広総督	4400	広州	100728	原摺	—	奏請派員嚴理粵海関務由
58623	両広総督	4400	広州	110328	11R329	31	粵海関盈餘數目
58705	両広総督・粵海関監督	4400	広州	180119	180226	37	十七年分粵海関徵收總數
58710	署理両広総督・粵海関監督	4400	広州	180413	180525	42	辦貢節省銀兩請旨解京等因
58730	両広総督・粵海関監督	4402	広州	190118	190230	42	粵海関十八年分總數
58732	粵海関監督	4402	広州	181110	190307	△57	粵海関十七年分盈餘
58760	粵海関監督	4402	広州	190901	191012	40	粵海関稅盈餘數目
58763	両広総督・粵海関監督	4400	広州	191211	200119	38	十九年分粵海関徵收總數
58820	粵海関監督	4402	広州	200816	200925	39	現在(191026-200725)徵收關稅總數
58821	粵海関監督	4402	広州	200816	200925	39	管理粵海関稅務期滿
58826	両広総督	4400	広州	201011	201112	30	粵海関現在徵收稅數
58837	両広総督	4400	広州	201213	210121	37	粵海関二十年徵收數目
58838	粵海関監督	4402	広州	210128 ?	210202	4 ?	粵海関徵收盈餘數目
58851	両広総督・粵海関監督	4400	広州	210528	210703	34	粵海関短少緣由
58857	粵海関監督	4402	広州	210901	21R910	39	粵海関各口現在徵銀數
58905	粵海関監督	4402	広州	211020	220121	○89	關稅盈餘數目短少緣由
58945	粵海関監督	4402	広州	220722	220903	40	粵海関現在徵收稅數
58970	両広総督・粵海関監督	4400	広州	221112	221219	37	粵海関徵收總數
59028	広東巡撫	4401	広州	240822	240925	33	奏覆粵海関短少緣由
59030	両広総督	4400	広州	240913	241015	32	免徵補平銀兩緣由
59038	粵海関監督	4402	広州	241107	250105	△57	請更定外洋出口茶稅
59039	両広総督・粵海関監督	4400	広州	241107	250105	△57	粵海関收稅銀
59040	両広総督・粵海関監督	4400	広州	241222	250125	33	更正番缸規札則例
59043	粵海関監督	4402	広州	241116	250221	○94	前任任内粵海関盈餘
59059	広東巡撫	4401	広州	250528	250703	34	查明粵海関短少緣由
59071	両広総督・粵海関監督	4400	広州	251011	251112	30	籌辦粵海関關稅補平等項
59079	粵海関監督	4402	広州	251020	260120	○89	粵海関關稅盈餘
590110	両広総督・粵海関監督	4400	広州	261008	261201	△52	粵海関盈餘

590116	広東巡撫	4401	広州	261116	261220	34	粵東兩関稅餉加添入鞘及委任賢員由
59105	粤海関監督	4402	広州	261019	270304	○133	粤海関盈餘
59144	粤海関監督	4402	広州	270912	271205	○82	粤海関盈餘
59161	兩広総督	4400	広州	280125	280303	37	覆奏粤海関照旧辦理由
59179	広東巡撫・粤海関監督	4401	広州	280319	280423	34	粤海関節省銀
59201	粤海関監督	4402	広州	281022	290208	○105	粤海関貢物
59202	兩広総督・粤海関監督	4400	広州	281022	290208	○105	粤海関盈餘数目
59229	広東巡撫	4401	広州	290816	290922	36	辦理夷商土塩情形
59309	兩広総督・粤海関監督	4400	広州	291115	300312	○145	粤海関関稅總数南巡
59310	粤海関監督	4402	広州	291115	300312	○145	粤海関盈餘南巡
59355	粤海関監督	4402	広州	301121	310308	○105	報解粤海関稅總数
59356	兩広総督・粤海関監督	4400	広州	301121	310308	○105	通年粤海関稅總数
59407	粤海関監督	4400	広州	311213	320307	○82	比較関稅盈餘
59432	兩広総督	4400	広州	321008	321110	32	起解関稅節省水脚等由
59448	兩広総督・粤海関監督	4400	広州	321222	330417	○112	粤海関関稅数目
59449	粤海関監督	4402	広州	321222	330417	○112	粤海関関稅盈餘
59459	兩広総督	4400	広州	330716	330823	37	德魁尚可勝監督之任
59460	兩広総督	4400	広州	330716	330823	37	覆奏查明粤海関経部銀兩彈免短少
59502	兩広総督	4400	広州	331201	340118	47	查奏粤海関短少添平由
59513	粤海関監督	4402	広州	331221	340415	○142	粤海関稅盈餘
59514	兩広総督・粤海関監督	4400	広州	331221	340415	○142	粤海関期滿徵收報数
59529	粤海関監督	4402	広州	341028	350215	○106	徵收粤海関関稅總数
59530	粤海関監督	4402	広州	341028	350215	○106	粤海関関稅盈餘数目
59532	粤海関監督	4402	広州	350305	350403	28	覆奏申飭由(報告遅延に關して)
59553	粤海関監督	4402	広州	371103	380223	○108	粤海関徵收盈餘銀兩数目
59577	兩広総督・粤海関監督	4400	広州	380815	380923	38	三八年分洋船到粤徵收数目
59580	粤海関監督	4402	広州	380624	381009	○102	粤海関関稅盈餘銀兩
59616	粤海関監督	4402	広州	390707	原摺	—	粤海関徵收正雜盈餘銀兩
59627	兩広総督・粤海関監督	4400	広州	391005	391111	35	比較粤海関稅盈餘
59659	兩広総督・粤海関監督	4400	広州	400719	400906	47	粤海関四十年分期滿徵收稅数
59666	粤海関監督	4402	広州	400626	401020	○112	報解粤海関稅盈餘
59703	兩広総督・広東巡撫	4400	広州	401219	410124	34	查明粤海関比上年届短少緣由
59719	兩広総督・粤海関監督	4400	広州	410323	410501	37	粤海関徵收年滿稅数
59747	粤海関監督	4402	広州	410824	411222	○116	粤海関関稅盈餘
59759	兩広総督・粤海関監督	4401	広州	420406	420509	32	粤海関徵收稅銀總数
59771	粤海関監督	4402	広州	420602	420904	○90	粤海関関稅盈餘
59802	広東巡撫	4401	広州	421219	430122	32	收回粤海関之防并委員徵收稅課
59804	広東巡撫	4401	広州	不明	430309	—	交代粤海関印務
59817	戸部尚書和坤	0100	京師	461002	原摺	—	粤海関年餉銀報解遅延
59823	広東巡撫	4401	広州	461024	461114	19	粤海関餉銀報解遅延、請之部議処由
59824	粤海関監督	4402	広州	460919	461118	△58	粤海関恭辦貢品工料應於所收稅銀内申報
59835	兩広総督・粤海関監督	4400	広州	470210	470315	35	粤海関通年應徵関稅總数
59840	粤海関監督	4402	広州	461224	470407	○101	報解粤海関関稅盈餘銀兩
59850	兩広総督兼署広東巡撫	4446	広州	470526	470703	36	起解粤海関関稅節省水脚銀兩
59854	粤海関監督	4402	広州	470626	470802	35	粤海関短收銀兩請於罰項交完後再行賠繳由
59866	粤海関監督	4402	広州	470619	471018	○117	報解粤海関関稅盈餘銀兩
59883	粤海関監督	4402	広州	480213	480318	35	粤海関裁存節省銀兩
59884	兩広総督・粤海関監督	4400	広州	480213	480318	35	粤海関通年應徵関稅總数
59885	兩広総督・粤海関監督	4400	広州	49R309	490409	29	粤海関裁存節省銀兩請旨解交
59919	兩広総督・粤海関監督	4400	広州	500106	500210	34	粤海関関稅徵收関稅
59920	戸部尚書和坤	0100	京師	500223	原摺	—	粤海関短少緣由
59921	戸部尚書和坤	0100	京師	500228	原摺	—	粤海関收銀比較
60009	粤海関監督	4402	広州	500601	—	—	奏爲報解関稅盈餘銀兩

〔典故〕中国第一歴史档案馆蔵『軍機処録副奏摺』乾隆、財政類、関稅項。

〔凡例〕

- ・ 文件号は中国第一歴史档案馆における『軍機処録副奏摺』原件の登録番号によるもの。たとえば文件号58905は档案馆の登録番号589-5を示し、590110は590-110を示す。
- ・ 官番号は滝野がコンピュータのソート機能を利用するために付したものである。上2桁の44は広東省を示し、4400は兩広総督、4401は広東巡撫、4402は粤海関監督、4403は広東將軍を示す。また0100は京官を示す。
- ・ 原奏日期はもとの奏摺(いわゆる「硃批奏摺」)が書かれた日付を示し、上2桁は年(乾隆)、中2桁は月、下2桁は日を示す。上から3桁目に示されたRは閏月を示す。
- ・ 奉批日期は皇帝の硃批が書き込まれた日付を示す。日付の書き表し方は原奏日期と同じ。
- ・ 所要日数の計算には鄭鶴声編『近世中西史日対照表』(中華書局1981年)を参照した。当該列の△は発出されて皇帝の硃批を受けるまで、ほぼ60日ほど要しているものを示し、○は同じくほぼ90日ほど要しているものを示す。
- ・ 「原摺」は原奏者に返還されず宮中に留め置かれ、録副奏摺とともに保存された所謂「留中奏摺」を示す。そのため奉批日期が書き込まれていない。
- ・ 内容等の記載は該当する録副奏摺に付された付箋の記載、および直接書き込まれた標題を基に滝野が若干の変更を加えたもの。
- ・ その他、細かい点については拙稿「清代乾隆年間における奏摺の送達所要日数について——軍機処録副奏摺中の関稅史料を題材として——」参照のこと。

## 二、徴税報告の遅延問題、その一

乾隆35年2月15日、次のような上諭が下された。

德魁於上年十二月到京陛見、即回原任、乃本日奏到二摺、俱係十月二十八日所發。計其時、尚在德魁起程赴京之前。此等關稅事件、何難自行帶進呈奏。而必令家人等分起行走、遲延至三四月之久、殊屬不知事體。德魁著傳旨申飭<sup>5)</sup>。

これによれば、粵海関監督の德魁が提出した粵海関の徴税報告を2月15日に乾隆帝が受け取ったところ、その報告は前年の10月28日に発出されたものであった。しかも、その間の12月には德魁自らが乾隆帝に謁見しており、そのとき、この報告を帝に直接提出すればよいものを、德魁はそうしなかったのである<sup>6)</sup>。乾隆帝はこれを「殊に事体を知らざるに属す」とし、德魁を叱責したのであった。乾隆帝はこれを家人らに「分起行走」させたものだと疑っている。「分起行走」とは複数の家人に文書をもたせてバラバラと発出することであろうから、広東と北京とが遠く離れていることをよいことに、德魁が報告の文書を先に発出しておき、後から書き改めた文書を持った家人に追いかけて、途中で文書をすりかえる、あるいは書き直させる等の作為を行ったのではないかと疑ったと考えられる。これはまさしく、粵海関が空間的・時間的に京師から遠く隔たった場所に位置していることを契機として、そこに作為を施す可能性が大きく存在していることを指摘しているといえよう。

このような乾隆帝の叱責に対して德魁は次のように釈明した。

伏念、奴才於乾隆三十四年十一月初六日、自粵赴京陛見、所有奏摺、理應自行帶進呈奏、原不可分起行走、以致遲延、誠如皇上洞鑒、無相不燭。奴才謹遵訓誨、无可名言。惟是關稅錢糧數目奏摺、向隨餉鞘一併齎送呈進、俾可同時到京、一面先進奏摺請旨、交部核覆、一面即將餉銀解庫兌收、以便易于查核。茲查乾隆三十四年十月二十八日奴才拜發起解乾隆三十三年關稅錢糧一摺、及乾隆三十四年預報現收稅數一摺、奴才循舊、仍將二摺一併飭差、隨餉齎送、以致稽遲數月之久<sup>7)</sup>。

つまり「皇帝がおっしゃるとおり、本来は、乾隆34年11月6日皇帝に謁見した際に奏摺を自ら持参して呈進すべきだったが、粵海関の徴税総額に関する報告は、現銀を封入した餉鞘とともに送り、同時に京師に着くようにすることになっており、これは査核を容易にする為であり、報告の奏摺が銀両とともに輸送されたために数ヶ月もの時間がかかったのである」というのである。これに対して乾隆帝は、

乾隆三十五年四月初三日奉硃批「覽」欽此。

とある<sup>8)</sup>ように、「覽」とのみ答え、この釈明を容認している。これで粵海関の徴税報告が京師まで届くのに、何ゆえ100日以上も要する場合があるのかという問題に関する一応の説明はつく。すなわち銀両とともに奏摺を送ったために送達に時間がかかり、そうなったということである<sup>9)</sup>。

しかし、問題はそう簡単ではない。よく考えてみると、何ゆえ銀両と同時に報告の奏摺を京師に着くようにしなくてはならなかったのかという問題がさらに残っている。他の常関では一般に、徴税額の報告と実銀両の解送は別々に行われる。何ゆえ粵海関でのみこのような措置が必要であるのか。この点については上に引いた録副奏摺にヒントがある。それは、そもそもの叱責の契機となった乾隆34年10月に粵海関を発し同35年2月に皇帝の許に着いた奏摺が33年分（「三十三年關稅錢糧一摺」）の徴収銀両起解報告、および34年分の徴税総数の報告（「乾隆三十四年預報現收稅數一摺」）だったことである。つまり、33年・34年、二年度分の徴税額を報告した奏摺を33年度に徴収した現銀とともに送ったのである。

粵海関の徴税報告は年次終了後、かなりの日数を経て報告されるのが通例であった（その原因については次節で後述する）。それを示したのが本節末尾に掲げた表2である<sup>10</sup>。これを見て気付かれるかと思うが、この報告には二種類ある。それは両広総督・粵海関監督連名の報告と、粵海関監督単独によるものである。

雍正初年に行われた常関監督の地方官兼管制の施行<sup>11</sup>以来、粵海関の徴税責任者は、両広総督・広東巡撫（時には広東將軍）によって兼管されることが多く、時折、専任の監督が派遣されるという状況であったが、乾隆15年、内務府員外郎唐英が専任の粵海関監督として派遣されて以降、専任監督の派遣が清代中期を通じて続くこととなる<sup>12</sup>。さらに、乾隆15年5月11日、乾隆帝が次のような上諭を下した。

粵海関毎年權稅、至四十餘萬、事務殷繁。監督唐英年已近衰、恐一人管理、精力不能周到、現今伊子寅保前往助理。總督陳大受、歷經委畀重任、非他人比。所有海關稅務、著協同管理。將此傳諭知之、欽此<sup>13</sup>。

この上諭では唐英の老衰という個人的理由によって総督が粵海関を協同管理することが命じられているが、結果的に、これより以降、粵海関の徴税は両広総督と粵海関監督の協同管理が定着することとなった<sup>14</sup>。このため、報告も二者から出されることとなり、表1・表2を見ると、両広総督・粵海関監督連名の報告が総数報告という形で、先に出され、その後、かなり日数を経過したのち粵海関監督単独による、徴収関稅の細目の報告および銀両起解の報告が出されるということになったことがわかる<sup>15</sup>。

したがって、徴税報告の奏摺を現銀の輸送に随伴させなければならなかった理由は、徴税報告と徴収銀両の発送が徴税年度終了以後、かなりの日数を経た後に行われるということだったのである。別々に発出した場合、これがどの年度についての報告なのか誤りやすい。したがって徴税報告の奏摺送達を銀両の輸送とともに行うのがよいとされていたのである。

徳魁はこういう理由で「以便宜于査核」とするが、疑問はまだ残る。それは、現銀とともに送るのは、二種類の徴税報告のうち、粵海関監督による銀両起解の報告のみでよく、両広総督・粵海関監督連名の徴収稅銀總数の報告（徳魁の奏摺では「乾隆三十四年預報現收稅數一摺」とされ

ているもの)まで現銀とともに輸送する必要はないということである。後者はこの直前に年度が終了した徴税分の報告、つまり現銀からいえば次年度の報告であり、現銀とは関係ない。にもかかわらず、それを德魁はともに送っているのである。

この点に注目して、表2の第7列(奏摺発出日の列)を見ると、乾隆28年以前は、連名の「通年関税徴収総数」を報告する奏摺が、前年度分の「起解関税盈餘銀両」の報告とは別個に送付され、通常30日、遅い場合でも60日弱で皇帝の許に届いていたが、28年以降、それら二種の報告が同時に送られることとなり、送達には100日以上を要するようになる。31年11月11日に発せられた両広総督楊廷璋・粵海関監督德魁連名の奏摺などは、表2に●で示したように、1ヶ月以上遅れて発送された粵海関監督德魁の奏摺と同じ日に北京に届くような有り様であった。これは明らかに、異なる日に発出されたはずの二通の奏摺が北京まで一緒に送られたか、あるいは意図的に同じ日に北京に着くように作為されているということである<sup>16)</sup>。これから考えれば、銀両を先発し、奏摺の日付を操作したうえで奏摺を後から発出して、送達速度を調節し、銀両とともに北京に着くようにさせるようなことは他にもあった可能性が大いにある。

このように、乾隆28年から乾隆35年までの間は、送達の分、日数が余分にかかり、年度終了後から半年ほどの間、皇帝は徴税額の報告を受けないという状態にされていたのである。これは、単に前例に倣ったというわけではなく、報告が皇帝の許に届くことをなるべく遅らせようとする意思がそこに働いているとみてよいだろう。

それに対して、乾隆35年に乾隆帝によって問題を指摘されたのちは、その年こそ、これら二種類の報告が同時に送られてはいるが(ただし例年より早く2ヶ月ほどで北京に着いている<sup>17)</sup>)、その後、連名の報告は乾隆28年以前と同じように銀両とは別個に送付され、30日ほどで皇帝の許に到達するようになる。この点から考えると、史料中に明確には現れないが、乾隆帝はこの点にこそ警告を発したのではないか。少なくとも、結果的には、この一件を契機として、両広総督・粵海関監督連名の「徴収関税総数」の報告は、乾隆36年以後、銀両とともに送られることはなくなったのである<sup>18)</sup>。

本節で検討した徴税報告の遅延問題とは、報告のための奏摺が広州から京師までに届くのにあまりに長い時間を要したという輸送所要日数という意味での遅延問題であったが、この背景には、今ひとつの徴税報告遅延問題、すなわち、徴税年度終了から日数がかかり経過して報告が出されるという報告書発出の遅れという意味での遅延問題<sup>19)</sup>も存在しているのである。これについては節を改めて検討することとする。

表2 乾隆年間における粵海関徴税額報告一覽

年度	西曆	年頭開始日	年終終了日	経過月数	益徳起算日	奏報提出日	奏報日数	奏報奉班日	報告者	奏報内容要約	徴税額(兩)	詳細	典故
1	1736												
2	1737												
3	1738	03,02,25	04,02,24	4	04,06,04	04,09,11	34	04,10,15	署理広東巡撫王謙 署理広東巡撫王謙 署理広東巡撫王謙	奏報起解粵海関附公雜項銀兩 奏報因案巡撫日程日期 奏報起解粵海関附公雜項銀兩	270,620.839 269,454.960	14 15	BZ.0310-0300③986 BZ.0310-044③1036 BZ.0311-033③1140
4	1739	04,02,25	05,02,24	5	05,06,28								
5	1740	(05,02,25)	(06,01,24連開)										
6	1741	06,01,25	07,01,24	4	07,05,08	07,05,11	32	07,06,11	管理広東巡撫事王安国署理向広総督慶復	奏報粵海関附稅盈餘銀兩収支數	296,920.904		BZ.0313-014③1370
7	1742	07,01,25	08,01,24	2	08,03,18			不明	粵海関監督伊拉齊	奏爲申請欽江補授江寧織造天恩事	317,100.000		BZ.0314-032③1585
8	1743	08,04,27	09,03,26連開	7	09,10,11	09,10,11	29	09,11,10	署理広東巡撫印務策務	奏報粵海関稅銀盈餘銀兩	328,776.000	11	BZ.0317-025③2062
9	1744	09,03,27	10,03,26	5	10,08,26	10,08,26	34	(10,10,01)	向広総督策務	奏報粵海関稅銀盈餘數目	415,143.000	18	BZ.0318-046③2310
※10	1745	10,11,01	11,09,29連開	7	12,04,26	12,04,26	32	(12,05,28)	広東巡撫準泰	奏報粵海関稅銀盈餘	339,618.000	14	BZ.0321-027③2680(TL)
11	(1746)												
12	1747	11,10,01	12,06,06△	4	12,11,16	12,11,16	34	(12,12,20)	向広総督策務	奏報粵海関附稅盈餘銀兩數目	216,023.000		BZ.0322-012③2784(TL)
13	1748	12,06,07	13,06,06	4	13,09,30	13,09,30	35	(13,11,06)	広東巡撫岳晉	奏報准奏粵海関所徵稅銀短少緣由	435,080.000		BZ.0323-013③987(TL)
14	1749	13,12,26	14,12,25	3	15,03,16	15,03,16	34	(15,04,21)	向広総督顏色	奏報粵海関稅銀盈餘	438,640.000		BZ.0325-013③367
15	1750	14,12,26	15,12,25	3	15,11,15	15,11,15	34	(16,01,10)	管理向広総督班第	奏報粵海関稅銀盈餘銀兩	447,420.200	21	BZ.0326-031③9563
16	1751	15,12,26	16,11,25連開	8	16,03,19	16,03,19	31	(16,04,20)	向広総督陳大受	奏報粵海関附稅盈餘數目	466,700.000	18	BZ.0327-011③9640
17	1752	16,11,26	17,11,25	2	16,12,17	16,12,17	59	(17,02,16)	粵海関監督今調九江周唐英	奏報粵海関稅盈餘	467,562.500		TZ.2-p226 (TL)
18	1753	17,11,26	18,11,25	2	17,03,01	17,03,01	33	(17,04,03)	向広総督何里袁	奏報粵海関稅盈餘情形	459,900.000		TZ.2-p336 (TL)
19	1754	18,11,26	19,10,25連開	10	17,08,25	17,08,25	81	(17,11,17)	向広総督李永標	奏報粵海関附稅盈餘	502,769.000	25	BL.587-5③2417
20	1755	19,10,26	20,10,25	2	18,01,19	18,01,19	37	18,02,26	向広総督李永標	奏報稅收盈餘	514,800.000	26	TZ.6-p255
21	1756	20,10,26	21,09,25	14	18,08,25	18,08,25	42	19,02,30	署理向広総督班第	奏報稅收盈餘	514,800.000	26	TZ.6-p255
22	1757	21,09,26	22,09,25	2	19,01,18	19,01,18	40	19,10,12	向広総督李永標	奏報稅收盈餘	515,300.000	27	TZ.10-p287
23	1758	22,09,26	23,09,25	13	19,09,01	19,09,01	38	20,01,19	向広総督李永標	奏報粵海関附稅盈餘	515,300.000	27	TZ.12-p312
24	1759	23,09,26	24,08,25連開	3	19,12,11	19,12,11	39	20,09,25	向広総督李永標	奏報粵海関附稅盈餘	486,267.000	22	TZ.13-p249
25	1760	24,08,26	25,08,25	3	20,08,16	20,08,16	37	21,01,21	向広総督李永標	奏報粵海関附稅盈餘	486,267.000	22	TZ.15-p786
26	1761	25,08,26	26,08,25	2	20,12,13	20,12,13	37	21,01,21	向広総督李永標	奏報粵海関附稅盈餘	405,009.000	15	BZ.0329-001③969
27	1762	26,08,26	27,07,25連開	14	22,02,26	22,02,26	45	22,11,02	向広総督李永標	奏報粵海関附稅盈餘	404,957.000	15	BZ.0329-045③993
28	1763	27,07,26	28,07,25	3	22,11,02	22,11,02	37	22,12,19	向広総督李永標	奏報粵海関附稅盈餘	320,551.000	8	BL.589-706③59
29	1764	28,07,26	29,07,25	4	23,11,18	23,11,18	94	25,02,21	署理向広総督李永標	奏報粵海関附稅盈餘	370,037.000	12	BZ.0331-001③131
30	1765	29,07,26	30,06,25連開	5	24,11,16	24,11,16	57	25,01,05	向広総督李永標	奏報李永標任内徵收附稅盈餘銀兩	370,071.313	12	BZ.0331-002③1134
31	1766	30,06,26	31,06,25	5	24,11,16	24,11,16	57	25,01,05	向広総督李永標	奏報李永標任内徵收附稅盈餘銀兩	354,668.000	23	BZ.0332-015③1312
32	1767	31,06,26	32,06,25	7	25,10,20	25,10,20	89	26,01,20	向広総督李永標	奏報通年粵海関附稅盈餘	354,668.029	13	BZ.0332-012③1448
33	1768	32,06,26	33,05,25連開	7	25,11,17	25,11,17	38	(25,12,25)	向広総督李永標	奏報通年粵海関附稅盈餘	356,208.000	13	BZ.0333-015③1456
34	1769	33,05,26	34,05,25	5	26,10,19	26,10,19	133	27,03,04	向広総督李永標	奏報通年粵海関附稅盈餘	356,208.972	13	BZ.0333-012③1448
35	1770	34,05,26	35,05,25	10	27,09,12	27,09,12	82	27,12,05	向広総督李永標	奏報通年粵海関附稅盈餘	382,610.000	13	BZ.0334-025③1619
36	1771	35,05,26	36,05,25	18	28,10,22	28,10,22	105	29,02,08	向広総督李永標	奏報起解粵海関附稅盈餘銀兩	382,634.390	13	BZ.0335-045③1808
37	1772	36,05,26	37,05,25	15	28,10,22	28,10,22	105	29,02,08	向広総督李永標	奏報起解粵海関附稅盈餘銀兩	382,634.390	13	BZ.0335-045③1808
38	1773	37,05,26	38,05,25	16	29,02,08	29,02,08	145	30,03,12	向広総督李永標	奏報起解粵海関附稅盈餘銀兩	382,634.390	13	BZ.0335-045③1808
39	1774	38,05,26	39,05,25	17	30,03,12	30,03,12	145	31,03,08	向広総督李永標	奏報起解粵海関附稅盈餘銀兩	382,634.390	13	BZ.0335-045③1808
40	1775	39,05,26	40,05,25	18	30,11,21	30,11,21	105	32,03,07	向広総督李永標	奏報起解粵海関附稅盈餘銀兩	382,634.390	13	BZ.0335-045③1808
41	1776	30,06,26	31,06,25	5	31,12,13	31,12,13	82	32,03,07	向広総督李永標	奏報起解粵海関附稅盈餘銀兩	382,634.390	13	BZ.0335-045③1808
42	1777	31,06,26	32,06,25	7	32,12,22	32,12,22	112	33,04,17	向広総督李永標	奏報起解粵海関附稅盈餘銀兩	382,634.390	13	BZ.0335-045③1808
43	1778	32,06,26	33,05,25連開	7	33,12,21	33,12,21	145	34,04,15	向広総督李永標	奏報起解粵海関附稅盈餘銀兩	382,634.390	13	BZ.0335-045③1808
44	1779	33,05,26	34,05,25	5	34,10,28	34,10,28	106	35,02,15	向広総督李永標	奏報起解粵海関附稅盈餘銀兩	382,634.390	13	BZ.0335-045③1808
45	1780	34,05,26	35,05,25	10	35,12,?	35,12,?	57	(36,04,07)	向広総督李永標	奏報起解粵海関附稅盈餘銀兩	382,634.390	13	BZ.0335-045③1808
46	1781	35,05,26	36,05,25	18	36,10,24	36,10,24	96	(37,02,02)	向広総督李永標	奏報起解粵海関附稅盈餘銀兩	382,634.390	13	BZ.0335-045③1808

36	1771	35.05.26	36.04.25連開	6	37.11.03	36.10.18	50	(36.12.09)	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	578,066,000	26	BZ.0342-0420@2769
37	1772	36.04.26	37.04.25	19	37.11.03	37.11.03	108	38.02.23	粵海關監督總題	粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	579,955,967	26	BZ.0344-0010@2926
38	1773	37.04.26	38.R3.25	15	38.06.24	38.08.15	102	38.10.09	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	583,869,707	30	BZ.0345-0040@97
39	1774	38.R3.26	39.03.25	16	—	39.07.07	133	(39.11.22)	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	554,903,000	28	BZ.0345-0090@109
40	1775	39.03.26	40.03.25	15	40.06.26	40.09.12	112	40.10.20	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	541,553,000	31	TZ.37-pl50
41	1776	40.03.26	41.02.25連開	18	41.08.24	41.08.24	116	41.12.22	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	541,553,185	31	BZ.0346-0280@310
42	1777	41.02.26	42.02.25	16	—	42.06.02	90	42.09.04	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	541,983,703	34	BZ.0347-0430@480
43	1778	42.02.26	43.02.25	17	43.R6.02	43.R6.02	109	(43.09.23)	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	533,178,000	26	BZ.0347-0209@424
44	1779	43.02.26	44.01.25連開	18	44.07.13	44.07.13	106	(44.11.01)	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	588,407,000	39	TL.597-71@D1405
45	1780	44.01.26	45.01.25	19	45.08.13	45.08.13	98	(45.11.23)	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	588,407,965	39	TZ.38-p283
46	1781	45.01.26	46.01.25	4	—	46.05.10	40	(46.R5.20)	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	588,407,965	39	TZ.43-p636
47	1782	46.01.26	46.12.25連開	2	47.02.10	47.02.10	101	47.04.07	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	588,407,965	39	TL.598-10@D1554
48	1783	46.12.26	47.12.25	6	—	47.06.19	117	47.10.18	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	588,407,965	39	BL.598-35@D1544
49	1784	47.12.26	48.12.25	6	—	48.02.13	35	48.03.18	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	521,140,552	14	BL.598-66@D1607
50	1785	48.12.26	49.11.25連開	7	49.06.01	(49.06.06)	121	(48.10.09)	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	521,140,552	14	BL.598-84@D1650
51	1786	49.11.26	50.11.25	2	50.06.01	(49.01.11)	127	(49.10.09)	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	797,861,000	36	TL.598-84@D1650
52	1787	50.11.26	51.10.25連開	2	—	50.01.06	34	50.02.10	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	748,125,000	35	TL.598-84@D1650
53	1788	51.10.26	52.10.25	7	52.04.25	50.06.01	116	(50.09.28)	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	748,125,719	35	TL.598-84@D1650
54	1789	52.10.26	53.10.25	6	53.04.28	51.01.10	34	(51.02.15)	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	872,150,000	46	TL.598-84@D1650
55	1790	53.10.25	54.09.25連開	10	—	51.12.20	35	(52.01.25)	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	953,960,000	68	TL.598-84@D1650
56	1791	54.09.26	55.09.25	(7) 8	55.04.29	52.05.20	43	(52.12.22)	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	953,960,653	68	TZ.62-p678
57	1792	55.09.26	56.09.25	(6) 7	56.03.25	52.05.20	43	(52.12.22)	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	981,686,312	73	TZ.64-p16
58	1793	56.09.26	57.08.25連開	1	57.03.28	53.04.28	6	53.12.19)	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	981,686,312	73	TZ.66-p20
59	1794	57.08.26	58.08.25	(7) 7	58.03.13	54.07.20	122	(54.11.24)	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	1,036,999,321	65	TZ.68-pl14
60	1795	58.08.26	59.08.25	(6) 7	59.02.25	54.10.25	36	(55.12.19)	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	1,036,999,321	65	TZ.70-p189
丙辰	1795	59.08.26	60.07.25連開	1	60.02.25	55.04.29	36	(55.12.19)	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	1,036,999,321	65	TZ.73-p52
凡例						56.10.29	34	(56.12.04)	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	1,036,999,321	65	TZ.73-p796
						57.09.24	36	(57.05.01)	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	1,036,999,321	65	TZ.73-p796
						58.09.24	37	(58.11.02)	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	1,036,999,321	65	TZ.73-p796
						59.09.24	—	—	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	1,036,999,321	65	TZ.73-p796
						60.03.13	—	—	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	1,036,999,321	65	TZ.73-p796
						60.08.28	37	(60.10.06)	面広總督李侍從等粵海關監督總題	面広總督李侍從等粵海關監督總題	奏報粵海關通年徵收關稅總數	1,036,999,321	65	TZ.73-p796

年度は粵海關の年度を呼称。徵稅報告書中の「道光『粵海關志』とは異なる）。開月との関係は47年以降は実際の徵收年より一年早くなり、最後の乾隆59年8月26日～60年7月25日の年度は丙辰年分と呼ばれている。  
 ・年分列で※を付した乾隆10(11)年分は、奏摺BZ.0321-027@2680)においては乾隆10年分と呼ばれているにも関わらず、次年度の報告書BZ.0322-012@2784)においては、乾隆11年分とされている。  
 ・各年次の上段は面広總督等による徵稅總數報告を示す。下段は粵海關による起解。  
 ・連開：その年度内に開月を含み、12ヶ月となることを示す。  
 ・R：開月を示す。  
 ・TL：年終了日から起解起解日までを経過した月数を示す。  
 ・□：中国第一歴史档案馆の未起解起解の史料(主として中国第一歴史档案馆)の史料を示す。○付た数字はマイクロフィルム巻数を、その後の数字はコマ数を示す。  
 ・BZ：中国第一歴史档案馆の未起解起解の史料(主として中国第一歴史档案馆)の史料を示す。○付た数字はマイクロフィルム巻数を、その後の数字はコマ数を示す。  
 ・TL：台北の故宮博物院の史料(主として中国第一歴史档案馆)の史料を示す。○付た数字はマイクロフィルム巻数を、その後の数字はコマ数を示す。  
 ・TJ：台北の故宮博物院の史料(主として中国第一歴史档案馆)の史料を示す。○付た数字はマイクロフィルム巻数を、その後の数字はコマ数を示す。  
 ・DL：中国第一歴史档案馆の未起解起解の史料(主として中国第一歴史档案馆)の史料を示す。○付た数字はマイクロフィルム巻数を、その後の数字はコマ数を示す。  
 ・JDQ：中国第一歴史档案馆の未起解起解の史料(主として中国第一歴史档案馆)の史料を示す。○付た数字はマイクロフィルム巻数を、その後の数字はコマ数を示す。  
 ・※2：この内容要約は国立(台湾) 故宮博物院のWeb「圖書文獻資料庫」中の「清宮檔中樞奏摺及軍機處檔摺件目錄索引」の表現に従ったが、本来は「四十六年分」と書くべきところである。



### 三、徴税報告の遅延問題、その二

#### (一) 粵海関監督伊齡阿による告発

乾隆46年4月15日、前月粵海関監督に着任したばかりの伊齡阿<sup>20)</sup>が一通の奏摺を乾隆帝に提出した。その冒頭には、

奴才伊齡阿跪奏、為酌定期限、完繳商欠稅餉、以清年款、以昭慎重事。竊奴才荷蒙天恩、管理粵海關稅務。到任後、查知該關向來徵收稅課、因係夷人貿易貨物、較內地各關則例甚輕、仰見聖主加惠外夷、柔遠懷來之至意。是以按則科稅、商夷無不感戴皇仁、輸將恐後。凡夷商應輸稅銀、皆係各行商代為報納。其進口・出口錢糧、自當隨徵隨收、及時報解。豈容任意懸宕。卷查行商顏時瑛等、欠抵餉鈔未清。經部臣奏明、查取歷任各監督、疎漏職名參處、在案。查各行商未完餉鈔、除顏時瑛・張天球二犯、變產抵餉、尚有不敷銀兩、業經圖明阿着落連環具保之各商攤賠外、其商人潘文巖等名下、尚有未繳乾隆四十五・四十六并四十七年分春季稅課。為數較多、未便聽其延挨。隨飭各商通行酌議、作速清完、毋得耽延貽誤、致干罪譴、正在上緊設法催繳間。

とあり<sup>21)</sup>、伊齡阿は、行商が代納することになっている外国人の関税に多額の未納分があり<sup>22)</sup>、納入に遅滞が生じていることを問題としたのであった。これに引き続いて、

於三月二十五日接奉部筭、「以粵海關四十五年分錢糧報解遲延、與例不符、將監督圖明阿、照例議處、降二級留任、紀錄抵銷」等因。具奏奉旨、「圖明阿、著銷去紀錄八次、免其降級」欽此。欽遵、筭知到關。奴才查該關餉銀、不能依限起解、皆由各行商拖延稅課、至於輾轉稽遲、竟成相沿流弊、勢難遷就因循。當即傳集各商、諭以限期緊要、不容再緩、飭將所欠各年稅銀、勒限清完、反復明白曉諭……（後略）。

とあり<sup>23)</sup>、伊齡阿は「乾隆45年度分<sup>24)</sup>の関税の報解<sup>25)</sup>が遅れ、それが例と符合しないものであると戸部に追及されているが、このように期限通りに起解できないのは、行商らによる関税の納入が遅れ、それが年々先延ばしされることが悪しき慣例となってしまうからである」と述べている。この時点における「例」とは、光緒『欽定大清會典事例』卷237、戸部、関税、考覈一に、

（乾隆）四十三年奏准、粵海關稅銀、總於關期報滿六箇月以内、迅速奏解。如有遲延、即行覈參。

とある「粵海関の税銀はすべて年度終了後6ヶ月以内に報解すべし」というものであった。この例が乾隆46年段階においても守られていないと戸部に指摘されたのである<sup>26)</sup>。

さて、伊齡阿の奏摺の続きには、

……去後、茲據該行商總潘文巖等稟稱「商等每年承辦稅項、因外洋各夷所帶貨物繁多、或一

時銷售稽遲、所有稅銀、先填入商等名下認保、至於進口貨餉、均係於出口之時、始行完納。實緣歷年因循拖欠、以致兩年尚未清繳、實屬有干例禁。茲奉訓示、商等公同酌議、情願將未完四十五年餉銀、限本年五月內全完、四十六年課餉、限本年十二月內全完、其四十七年餉項、限至壬寅年九月內、按限全完、庶年清年款、商力得抒」等語、並出具遵依稟結、前來。

とあり<sup>27)</sup>、行商側の報告・意見具申が記されている。これによれば、輸入貨物分の関税は、本来それらの貨物が完売されて初めて納入できるものであるが、それでは遅すぎるので、行商が指定を受けて代納（の保証）をしている<sup>28)</sup>（したがって納入が遅れるのも仕方がない）、また、輸出貨物分の関税は、外国人の船が出帆する時にはじめて完納されるため2年分の税銀に未納分が生じることとなったとの行商側の言い分が述べられた上で、45年分の税銀は本年＝乾隆46年5月内に、46年分の税銀は本年12月内、47年分の税銀に関しては、「壬寅年」＝47年9月内に完納するように期限を設定したいとの請願がなされている。

これを承けて、伊齡阿も、

奴才伏查關稅錢糧、例應逐日徵收貯庫、原不應任聽行商拖欠、致有分年追繳之事。即謂因地制宜、而錢糧重務、亦當定以限制。揆厥所由、從前或因該商等代銷夷人貨物、一時不能全銷、畧為寬其期限、乃仍相因、遂爾習以為常、年復一年、將無底止。若不明立期限、亟為釐剔、必至日久弊生、難保無挪掩侵漁之事。更恐不肖書役、從中藉端滋擾、通同包庇、愈久彌難清理。奴才再四酌籌、並參之輿論、該商等所稟代夷售貨、不能一時全行完繳之處、語雖支飾、尚屬有因。且銀數既多、似應俯如所請、將四十五年分、未完稅銀十二萬六千二百兩七錢零、一經催齊遴員、於五月內起解、四十六年分未完稅銀四十三萬一千九百六兩三錢零、本年十二月繳齊、於明年正月起解、四十七年分稅銀、於明春陸續完繳之處、應聽現任監督嚴催、務於限內繳齊、遴員起解。如此酌定章程、約計一年之後、便可年清年款、在各商夷等、得免拖累之虞、自必爭先完納、而稅項一經整頓清釐、不特舊欠得以清完、并將來新收之項、亦不致再滋拖延之弊、實與關務錢糧有裨。

と述べ、商人等の意見をほぼ認めた上で若干きびしくし、乾隆45年分の未納金を46年5月までに発送し、46年分の未納金を46年12月までに徴収し、47年正月に発送する。47年分を年度終了後6ヶ月の期限内、すなわち47年の6月25日までに徴収して発送するとの期限の設定を提起している。

## （二） 広東巡撫李湖による調査

この問題に関しては、広東巡撫李湖に戸部から咨文が回され調査が命じられた。その際の戸部の認識は、次のようなものであった。

竊臣接准戸部咨開、「議覆。前任粵海關監督伊齡阿等奏、行商潘文巖等未繳各年餉銀、請給限完繳一摺、因查粵海關徵收稅餉、節年奏解遲延、恐致那新掩舊之弊。經於乾隆四十三年奏

准、嗣後總於關期報滿六個月以內、迅速奏解。較之各關、為期本寬、自應遵奉辦理。今該監督等、因查辦行商顏時瑛等欠抵餉鈔未清案内、查出商人潘文巖等名下、尚有未繳乾隆四十五年分稅銀十二萬六千二百餘兩、四十六年分稅銀四十三萬一千九百餘兩、奏請給限完繳。查乾隆四十五年分關期、名雖四十五年、其實經徵月日、俱在四十四年之內。此時即行報解、已違部限一年。況已據該監督李質穎、前在巡撫任內、同前任監督圖明阿具摺奏報、通關各口、該年共徵收銀五十五萬六千二百餘兩。經筭催具批起解、在案。何得復有未繳銀兩、細核情形、明係該商等那前掩後<sup>29)</sup>、輾轉稽延、遂成積弊。該監督伊齡阿、到任後、轉以該商等代售夷貨猝難全銷為詞、『請以四十五年正月以前之課餉、勒限本年十二月內全完、其本年二月以後之課餉、至明年九月內全完』等語。所奏僅就本任而言、似屬認真趕辦、其實仍違奏定部限、藉以邀免遲延處分。該監督李質穎、前在巡撫任內、已將四十五年分徵收稅銀數目奏明。今因伊齡阿有此一摺、輒又支吾具奏、粉飾前非。其前後互異之處、更覺支離、所謂欲蓋彌彰、碍難核議。奏請勅交臣、秉公確實嚴查覆奏、到日再議』等因。奉旨「依議」欽此。欽遵、抄錄原奏、行知到粵<sup>30)</sup>。

これによれば、前掲の伊齡阿の奏摺を承けて、戸部は、乾隆45年度・46年度分の税銀に関して、それぞれ年度終了後1年2ヶ月ないし2ヶ月以上経過したこの時期に未納金がなお存在することから見て、これまで年々、徴収関税の報解が遅延してきたのは、新たに徴収した関税の銀両を用いて、前年度分の未納の税銀を穴埋めしてきた（「那新掩舊」・「那後掩前」）ためであるのは明白だと断定したうえで、しかも伊齡阿がこのように具申してきたことによって最近届いた李質穎の奏摺は、以前提出してきた徴税報告の内容とは食い違っており、そのために広東巡撫李湖に調査を命ずるべきであるとしているのである。

以前提出してきた李質穎の奏摺とは、乾隆45年4月12日に広東巡撫李質穎と粵海関監督圖明阿が連名で提出した奏摺を指す。それには、

竊照粵海關徵收正雜盈餘銀兩、例應一年期滿、先將總數奏明、俟查核支銷確數、分款造冊、委員解部、仍具題奏報、歷經遵照辦理。茲乾隆四十四年分正雜盈餘等銀、除經奴才等查核、分款解部外、其自乾隆四十四年正月二十六日起、至四十五年正月二十五日止、一年期內、通關各口共收正雜盈餘等銀五十五萬六千二百三十三兩九錢三分七厘。

とあり<sup>31)</sup>、45年度内に正雜盈餘銀55万6233兩9錢3分7厘を「共収した」としており、この後段に於いても、乾隆42・43・44年の3年度の洋船来航数および徴収税額総数との比較を述べるのみであり、全く行商の未納銀については触れていない。ところが伊齡阿の後任の監督となった李質穎が最近提出した奏摺では、伊齡阿のいう如く行商の未納銀があるとしているのである<sup>32)</sup>。問題を含むこのような報告の食い違いに鑑みて広東巡撫李湖に調査が命じられたのである。

これに対して李湖は次のように答える。

臣查各關稅餉、逐日徵收、經徵一年、即有一年之課、關期既滿、不應復有商欠稅銀。即或粵

海關情形本有不同、又經內部奏明、准於報滿後六個月以內起解為期、更屬寬餘。何以乾隆四十五年關期、上年正月報滿、猶有商欠稅銀十二萬六千二百餘兩。乾隆四十六年關期、本年正月報滿、尚有商欠稅銀四十三萬一千九百餘兩。誠如部臣所指、明係該商等那後掩前、輾轉稽延、遂成積弊。必須徹底確查、方能水落石出。隨移取該關歷年徵收底簿、奏解案卷、逐加確核<sup>33)</sup>。

と、まず、行商未納銀存在のうらには「那後掩前」等の問題が存在するとの戸部の見通しに同意を示した後、

縁該關稅課、乾隆十五年以前、原係各管各任、自行分別奏解。自乾隆十五年八月接准部咨、無論兩任・三任、俱以十二個月扣足一年報滿。而是年報滿之後、即遲至十七年正月解部、計歷十三個月。此後遲早不齊、總在十個月以上。迨至乾隆二十八年以後、竟有至十五六月・十七八月之久者。內部、因其節年奏解遲延、恐啓那新掩舊之弊、於乾隆四十三年十月內奏准、嗣後總於關期報滿六個月以內奏解、如有遲延、即行隨奏核參。然自定限至今、仍復年年積壓、未能趕副例限、歷經奉部節催<sup>34)</sup>。

とあり、乾隆15年8月に全常関に関して行われた、閏月の有り無しを問わず12ヶ月を1年と見なす年度設定<sup>35)</sup>以後の銀兩報解の時期について、その様態を述べている。乾隆28年より前は年度終了後ほぼ10ヶ月以上経過して銀兩が報解されていたのに対して、28年以後は15ヶ月から18ヶ月も経過してはじめて報解が行われることとなり、この遅延に対して年度終了後6ヶ月以内に報解すべしとする乾隆43年例が制定されたとしている。

それでは、実際に、年度終了後どれほどの時間を経て徴税した銀兩の報解が行われていたかという点について、前掲の表2を用いて確認してみよう。表2の各年度下段、第4列「年度終了日」・第5列「経過月数」第6列「盈餘起解日」・第7列「奏摺發出日」がそれに関係するデータであり、第4列に示した日付から第7列（あるいは第6列）に示した日付までに経過した月数を示したのが第5列である。これによれば、乾隆14年度以降、20年度までは、1年以内（閏年には13ヶ月以内）に報解が行われていたが、21年度以降には、14ヶ月経過後、報解が行われるというのが一般的（年度終了から報解までの間に閏月を含む23年度報告は15ヶ月）となる。ところが、28年に行われた27年度分の報告から報解がさらに遅れはじめ、31年度、32年度分にいたっては、19ヶ月弱も経過してからのち、ようやく報解される状態となる。34年度分の22ヶ月後の報告<sup>36)</sup>をピークとして、44年度分（45年報告）までは年度終了後15ヶ月から19ヶ月経過した後、粤海関監督による報解が行われていたことがわかる。これによれば、李湖の分析は正しいということができよう。こうした遅滞の状況に鑑み、乾隆43年に先述した6ヶ月以内報解の規定が出され、さらに46年の伊齡阿による問題提起がなされたのである。

ここで注目したいのは、年度終了後、徴税銀兩報解までに要した期間の長期化が、乾隆28年から始まっていることである。これは、前節で検討した両広総督・粤海関連名の徴税報告が前年度

徴収した銀両およびその報告とともに送られるようになった時期と全く重なるのである。つまり、報告の時期的遅延が報告送達所要日数の長期化と同時に起こっているのであり、そこには報告をなるべく遅らせ、作為を施す可能性を拡大しようとする意図が同様に働いていたと見てよいであろう。

次に李湖は報解延滞の原因に関する行商の証言を掲げる。

随傳訊行商潘文巖等、據供「粵海關每年收稅五十餘萬兩内、除各府屬遠近中小稅口、共計三十二處、俱係內地商人貨船、常川來往按日徵輪、並無拖欠、但每年所收稅銀、不過十二三萬、惟大關稅銀四十餘萬、幾及十分之八、全藉洋船出入、按則徵收。夷人總在六七月間到廣、冬月回帆、趁風來往、俱有定期。若出口遲緩、洋面一有壓阻、即悞下年課餉。是以商人們、俱於夷船未到之前、墊發本銀、分赴各省、置辦出洋貨物、等待蕃舶進口後、把夷人貨物起在保商行内、算明稅銀多少、登入印簿、代為保認、即將內地置買之貨估價抵換、令其年内回國、裝載洋貨、以便趕副次年風汛進口之期。原是以貨兌貨、並非交易現銀、計算一出一入。貨本約有一二百萬兩、又因各貨堆積、不能盡在本地變價、必須分運外省、逐漸行銷、纔得餉從貨出。是以歷來辦課、俱是料理洋船出口後按卯徵收、遵行已久。至從前商人們、共有十三行。當日夷貨進口尚少、每年稅銀、不過二十餘萬、至三十餘萬。乾隆三十年以後、洋貨日多、稅額逐漸加增、現在四十餘萬。近年各商家業中落、止存商人們六行辦課、并力合運、設法措交、每年總要到九個月・十個月内、始能陸續完繳、此屬實情。若說那新掩舊、洋船出口之日、新貨未銷、餉項無出、商人們尚須借貸完納、那有新項可挪。惟因關期遇閏、趕趨向前、稅銀開徵、總在九十月間、以致報解漸見落後。前任伊監督到任、查察情形、恐積壓愈遲、易滋流弊。勒限商人們、將四十五年未完稅餉、趕在五月内全完起解。四十六年應徵稅銀、即就本年六月起徵、限於十二月内全完起解、以後便可年清年款、免致通壓。商人們自知從前玩悞之罪、已將四十五年課銀完解、其四十六年課銀、現在分卯措繳、不敢再延」等供<sup>37)</sup>。

ここで行商が挙げている納税延滞の要因をまとめると次のようになる。

- ①外国商人の貨物に関する輸出入関税は行商が代納する。しかも、外国商人との間の交易は商品と商品の交換、即ちバーターで行われるため、換金するまでに時間を要する。
- ②行商の数が以前の13行より減少し、現在は6行となっている。
- ③乾隆15年以降、関税徴収の年度が12ヶ月を1年と見なして区切られるようになって以来、閏月が設けられるたびに年度開始が1ヶ月ずつ早くなってくる。外国船は、夏から秋に到来し、冬に回帆すると決まっているので、徴税年度がずれていくと、年度の区切り方が、実際の外国船の広東における商業活動ひいては徴税業務と適さなくなり、納税が遅れやすくなる。

この三点について李湖は、全く否定しておらず、①について、

伏思海洋風汛來往、原有定期、既需行商置貨兌易、俾番舶按期迅速往回、得以輪番出入、不

致稽延時日、有悞次年餉額。是其徵納情形、實與內地有間。若責令同時并稅、則貨未轉售、力難兼營、必致跋前疐後。從前定以洋船出口後立限徵收、自係察看情形、權宜調劑之法、並非那後掩前、輾轉稽延、別有情弊。……（中略）……面詢該商等歷次辦課情形、僉稱「每年稅餉、要九個月・十個月、始能陸續設措完解」等語。查與案内歷次登覆部節「每年俱係九個月・十個月繳齊」之語相符、似屬可信<sup>38)</sup>。

とあり、「毎年の関税は年度終了後9ヶ月ないし10ヶ月経てやっと完納することができる」と行商らが皆な言うのは、以前から何度も戸部の文書にも書かれていることであって信用することができる」と述べ、②については、

從前承辦者十三家、今則僅存六戸。勢併力綿、未能副限、亦屬實情<sup>39)</sup>。

などと、行商数の減少によって彼らが力を併せても期限内に納税し終わることができないとして、行商の証言を明確に肯定し、また③については、

惟查報滿遇閏之年月、既趨前而按卯徵催、猶拘尋常原限、不爲計日加趨、遂致週年積壓、漸見遲逾、辦理實未妥協<sup>40)</sup>。

と述べ、閏年における年度終了日前倒し時に、税の納入がそれまでの期日によって行われ、遅れる傾向にあることを前提し、それが管関者の妥当さを欠く処置によるものであるとしている。李湖はこのように前述した三点の要因を肯定した上で、

可否仰懇天恩俯准、嗣後於報滿定限六個月外、展限三月全完起解、不許再有玩違、倘仍逾限藉延、即將該行商監追治罪、監督一併查參、庶商力得以及時轉輸、而國課亦不致仍前墮誤矣<sup>41)</sup>。

と年度終了後6ヶ月以内という徴税銀両報解の期限をさらに3ヶ月延長することを提起しているのである。これはまさしく行商らの言い分に全面的に則った提起であるといえよう。

それでは実際どうであったのか。先行研究も参照しながら、これら三点の要因の当否を検討してみよう。

①について。岡本隆司氏の御研究によれば、外国商人と行商との間の取引がバーターであったという点に関しては、1755年の東インド会社の記録にも、雍正時代の広東巡撫の奏摺にも書かれている<sup>42)</sup>ことであり、必ずしも行商による虚偽の証言ではないようである。

②について。この時期、洋行が減少傾向にあったことは、先行研究によってすでに明かであり、乾隆15年段階で実際に13行存在していたかどうかは疑問が残る<sup>43)</sup>が、乾隆後期のこの時期、外洋行が「各外洋行の過当競争→負債→倒産という悪循環」に陥り、10行以下に減少していたことは間違いないようである<sup>44)</sup>。

③について。常関税徴収を1年を単位として行なっていくというのは、その前身たる明代の鈔関以来の伝統である<sup>45)</sup>が、途中で監督の更代があったとしても、徴税年度を完全に12ヶ月で区切るのは、乾隆15年以後のことである。この乾隆15年の年度設定方式の制定は、その前年に制定さ

れた、関税盈餘を前年度および雍正13年度と比較する制度<sup>46)</sup>をより明確ならしめるための措置である。乾隆『欽定大清会典則例』卷四八、戸部、関税下「一、考覈」に、

(乾隆)十五年奏準。各關管理稅務、無論兩任・三任、均令扣足一年爲滿。其管關一年零數月者、將一年贏餘奏報、零月歸於下屆、統埃扣足一年、再行彙奏。其各任所徵贏餘、較之成數無虧、及此任徵多、能抵補彼任短少者、均毋庸議。倘彼任短少、而此任所餘之數、不能抵補者、止將短少之員議處。如各任所徵銀數皆少者、皆照例議處。如前任所徵稅課、果繫實力稽察、盡收盡解、令接任之員、出具並無捏飾印結送部。其已經出結以後、接任不得復將短少緣由、推諉前任、倘接任官員、察出前任果有徵多報少・侵蝕等弊、即據實參奏、如扶同徇隱發覺、將出結之員一併交部議處。

とあるように、全国の常関において、管関監督の任期に拘わらず、12ヶ月ちょうどを1年と見なし、この年度に基づいて徴税額の年度別比較を行っていくこととなった<sup>47)</sup>。

これを粵海関について見てみると、前掲表2の第3列・第4列に見えるように、乾隆13年までは年ごとに年度開始日および年度終了日がまちまちであるのに対して、14年度以後は、12ヶ月ちょうどを1年と見なし、それが連続するよう年度が設定されている。15年度ではなく14年度からこのようになっているのは、この「乾隆十五年例」を、その15年内に報告することになっていた乾隆14年度分に遡って適用したためであろう。その後これが厳密に適用されていき、X月26日に年度開始、Y月25日に年度終了という形が例外なく継承されていく。そして閏月が入るたびに、年度終了日と年度開始日が1月ごとに前倒しされていく。その結果、年度開始日・終了日が移動していき、この制度第1年目にあたる乾隆14年度は乾隆13年12月26日に年度開始、14年12月25日に年度終了であったのに対して、31年度は30年6月26日に年度開始、31年6月25日に年度終了となり、さらに乾隆46年に至っては、乾隆46年度が45年正月26日に開始され、46年正月25日に終了したのち、47年度が同46年正月26日に年度開始、同年12月25日に年度終了と、一年の内に年度終了日が二度生じることとなった。そのため、47年度以後は年度呼称と実年が一年以上食い違うことになってしまう。つまり乾隆14年度が開始された乾隆13年12月26日から、47年度が終了した46年12月25日までの33年間に、徴税年度は34年度存在しており、乾隆60年までの47年間で考えれば48年度存在することとなるのである<sup>48)</sup>。

粵海関の徴税報告に関する諸文書・諸記録においては年度呼称の混乱が多々見られる。それには、ここで問題にしている閏年における年度終了日・開始日の前倒し現象から生ずるものと、徴税報告の遅延から生ずるものがある。後者にあたるものは、注24)で述べた、戸部がその関税銀両を収納した年で「…年分」と呼んでしまっているものである。また前者には、先に引いた李湖に対する戸部咨に「查乾隆四十五年分關期、名雖四十五年、其實經徵月日、俱在四十四年之内。」とある<sup>49)</sup>ように、戸部など粵海関の外部のものはその年度が多く含まれた年で呼ぼうとする傾向にあることから粵海関の呼称と食い違いを生じるものがある。上の例でいえば、乾隆44年正月26

日～45年正月25日の年度を指して粵海関は「四十五年分」と呼ぶが、以前からの呼称方式に倣っていくと、このようにならざるを得ないためにそう呼んでいるのである。しかし、この徴税年度期間中の日数のほとんどは乾隆44年に含まれる。戸部の見方からいえば、これは「四十四年分」と呼ぶべきだということになる。こうした呼称の食い違いはこれ以前にも生じていた。陳國棟氏は、乾隆40年3月26日～41年2月25日の年度を粵海関は41年度と呼ぶのに対して戸部は40年度とし、41年2月26日～42年2月25日の年度を粵海関は42年度と呼ぶのに対して戸部は41年とするなど、その後、44年度までこの食い違いが続く事例を紹介されている<sup>50)</sup>。さらに上述したように、乾隆46年中に2度、年度終了日が現れ、徴税年度と実際の年が1年以上食い違うようになってからのち、乾隆60年までは、徴税報告の奏摺に見られる年度呼称と道光『粵海關志』に見られる年度呼称が食い違うことになる<sup>51)</sup>。年度を干支で呼ぶ方式を乾隆14年まで遡らせている<sup>52)</sup>ことから考えると、道光『粵海關志』はおそらく後世採用された方式から類推して年度を呼んだために、実際の年度ごとに出されている奏摺と食い違いを生じたのであろう。

特に乾隆四十年代に入って年度呼称が問題となっているのは、年度開始月の前倒しによって年度呼称と実際の年との食い違いが大きくなったためであった。以前からの方式に則って行えば、このようにならざるをえないが、粵海関側としてはこれを故意に放置したふしがある。つまり、年度呼称が前倒しされれば、報解の遅延が目立たなくなるのである<sup>53)</sup>。ここにも、関税の報解をなるべく遅らせようとするのと軌を一にした意思の存在を感じることができる。戸部の咨文に「查乾隆四十五年分關期、名雖四十五年、其實經徵月日、俱在四十四年之内。」とあるのは、その点に関する注意を喚起しているのであろう。

この年度終了・開始日の前倒しは、先述したように年度ごとの徴税額比較を容易ならしめるために行われることとなっているのだが、しかし、物資通関量の月別の変動があまりない常関ならば問題はないが、税収に時期的な偏差が大きく、月別に著しいピークや落ち込みを持つ場合、こうした年度開始・終了日の移動は問題となる。粵海関の場合がそうであった。確かに会計年度を機械的に区切ることは理論上可能ではあるが、そこに前年度との徴税額の比較が義務づけられ、前年度の徴税額を割り込んだ場合、処罰を受ける可能性があるとなると、管関者側としては、来航船の納税業務が終了する頃に年度が終わることが望ましく、その業務が途中の段階で年度が終了する事態、さらには、徴税業務がピークとなる月が閏月の存在によってその年度の12ヶ月から全く外れてしまうような事態はまことに困る事態であったであろう。そのため3年あるいは2年ごとに閏月が入り、年度終了が一ヶ月前倒しされるたびに、なるべくそれを無視して関税盈餘等の銀両を遅れて発出したいという欲求が起きやすいというのも首肯できる事態である。

以上の三点の要因はすべて行商らの現銀調達・資金繰りの困難さに結果する。それによって、「挪後掩前」すなわち、新年度内に徴収した税銀を流用して以前の年度に徴収したはずの税銀の穴埋めを行わざるを得なくなり、さらには、それさえもなるべく遅らせようとして税銀報解の遅



延が生ずることとなるのである。

### (三) 清朝中央の判断

この李湖の調査報告に関して、和坤ら戸部上層部は次のように断じている。

……臣等伏查關稅定例、均係按日徵收貯庫、一年期滿後、即行分別奏解。各關遵循無異。惟粵海關濱海通洋、與內地稍有不同。是以臣部於乾隆肆拾參年奏准、嗣後定於期滿六個月以內奏解。較之各關、爲期本寬、何至四十五六兩年尚有商欠、至拾貳萬餘兩及肆拾參萬餘兩之多、該撫遵旨查辦、自應徹底跟究逾年積壓之由。或係監督因循、或係行商玩悞、據實分別參治、並令嗣後實力催徵、按限奏解、庶該關積弊得以清釐、從此年清年款、不致仍前延宕。乃該撫既悉前後司權之員經理未善、並稱各行商、亦知從前遲悞之咎、何以並不分別嚴參、轉照李質穎原摺、代爲粉飾、請免置議、并稱原限難以遵循、復請加展、不思期限愈展、弊竇愈多、既非核實辦公之道。且恐各關轉相效、尤流弊叢生、於權政大有關係。應將所請稅銀解部展限之處、毋庸議、並請旨將該撫李湖交部議處、以爲查辦不實者戒。仍令該監督李質穎、遵奉原定例限、迅速催徵報解、如再遲逾、即將行商監追、從重治罪、該管督撫・監督嚴參議處。至李質穎前後奏報互異、前任監督圖明阿朦混入奏之處、業經臣部、於議覆李質穎明白回奏摺內議、將李質穎交部嚴加議處。圖明阿交部議處。……（後略）<sup>54)</sup>

これによれば、戸部上層部は「李湖は、年々『積圧』してきた原因を徹底的に究明し、管関監督の因循によるものか、行商のいい加減な処理によるものか、実情にもとづいて処罰を下し、力を尽くして催税し、期限内に報解するように努め、積年の延滞を清算すべきであるのに、李質穎の奏摺にしたがい、実情を粉飾したうえに、処罰を免除し、納税の期限をさらに延長しようと請うなど、処罰を下し、『查辦不實者の戒め』とすべきである」として、李湖の調査結果を厳しく否定している。また、同日付で出された上諭には、

諭軍機大臣等。據戸部奏駁李湖查辦粵海關餉報解遲延復請展限一摺、已依議行矣。粵海關餉、前經戸部奏准、期滿六個月奏解。較之各省關稅報解、爲期已覺甚寬、又何至逾年仍有積壓、商欠纍纍。該撫查辦時、既悉前後監督經理未善、乃以原限難以遵循、復請加展奏解、殊非覈實辦公之道。李湖平日諸事尚能認真持正、何辦理此案、似有瞻徇、殊不類其所爲。著傳諭該撫、即行據實明白覆奏。尋奏、粵海關稅餉、期滿六月奏解之例、始於乾隆四十三年。查四十四年以前、報解俱在十數月之外、屢經部催。監督等、總以番舶應納稅餉銀兩、均由內地保商照額代報、易貨變輸、九個月・十個月、始能彙齊起解咨覆、在案。自四十三年定限後、四十四・五兩年、仍復遲逾、緣關期每逢閏月、即行扣趨向前、稅餉總在秋後開徵、並不隨閏加趨。計自乾隆十五年部議定限十二個月、扣足一年報滿、迄今三十餘載、前後遞壓相仍、漸成積重之勢。實因前後監督經理未協所致。但業經部臣隨案參處議結、是以再未根究、至限外請展、

實因連年遞壓。雖由遇閏積延、而番舶應納稅餉、由內地保商易貨代繳、必需九個月・十個月、始能彙解、報聞<sup>55)</sup>。

とあり、和坤らの奏摺とほぼ同じ見解であり、乾隆帝自らも李湖の覆奏を否定的に捉え、これらの「積圧」の状況は代々の粵海関監督の管理・運営が妥当でなかったことによるものとしている。

確かに、清朝中央の立場から見れば、粵海関の特殊事情は6ヶ月の報解期限——年度終了後、数日から十数日で行われる他関の報解に比べれば、報解猶予というべき——の設定で十分考慮してあるのであり、さらには納税は何にもまして優先されるべき要件であろうから、李湖の奏摺で言われている三点の要因が実際に存在するとしても、それが関税を滞納する決定的な要因ではないともいえる。しかし、かといって、この李湖の奏摺を全否定し、報解の遅れをすべて管関監督の管理・運営の不備のためであるとしてしまうのは如何であろうか。先述した如く、要因①と②は、先行研究によって既に明らかになっている事態であり、行商らの虚偽の証言あるいは勝手な言い分ではなく、また要因③は確かにあり得ることであって、これらの要因は、関税報解の遅延に関して、直接的・決定的な要因ではないにしても、当時の広東における洋行商人および粵海関管関者をめぐる状況の中に確かに存在しており、彼らの業務の順調な遂行を阻害する一つの要因であったことは、少なくとも言えるであろう。

#### (四) その後の関税報解

それでは、これ以後、関税の報解がどうなったか、表2を用いて検討してみよう。46年に問題となった45年度分と46年度分の徴収銀両起解の報告はそれぞれ46年閏5月8日と46年12月24日に発出されている。現在手許にある史料では、銀両の発出が何時であるか明確に知ることはできない<sup>56)</sup>が、前後の史料から、この時期の銀両起解を報告する奏摺は実際の銀両発出と同時に出されていることがわかっているので、この2年度分の盈餘等徴収した銀両はそれぞれ46年閏5月8日と同年12月24日に発出されたと考えてよい。これによれば、45年度分が数日遅れているが、ほぼ伊齡阿の提起した期限内に報解されたことになる。そしてその後も、年度終了後6ヶ月という盈餘等の銀両報解期限はほぼ守られるようになる。これには、乾隆46年の事件のみではなく、49年度以降、来航洋船数が増加しはじめ、税収が増加していき<sup>57)</sup>、行商あるいは粵海関自体の資金繰りが好転したことも関連があるであろう<sup>58)</sup>。

また、乾隆55年以降、銀両の起解とその報告が異なる日付で行われるようになり、56年度からは、粵海関監督による起解報告の奏摺が北京まで三十数日という通常で送られるようになり、盈餘銀両の輸送とともに奏摺が送られるということはなくなっている。本論で検討してきたところから推論すれば、これは資金繰りが好転してきたために、もはや銀両報解を先延ばしにする必要がなくなり、そのために奏摺も通常で送られるようになったと考えられるのではな

いだろうか。

## おわりに

本論では、粵海関の徴税報告の送達に何ゆえ100日前後も要するのかという問題を契機として粵海関の徴税報告遅延問題について検討してきたが、以上の分析を整理すると次のようになる。

粵海関では、正確に12ヶ月を1会計年度として徴税報告することを義務づけられた乾隆15年以降（ただし適用された年度開始は乾隆14年分から）、年度終了後数ヶ月以内に両広総督・粵海関監督連名で行われる徴税総数の報告と、銀両の解送に随伴させて送付される粵海関監督単独による徴税銀両起解の報告がなされるようになったが、その後次第に報告奏摺および銀両の解送に遅滞が生じ、なかでも乾隆28年以後、徴税報告の発出および送達を特に遅らせるようになり、本来は30日ほどで北京に届けられるはずの両広総督・粵海関監督連名による徴税総数の報告も90日から100日も要して北京に届けられるようになり、銀両の報解も年度終了後15ヶ月以上も経過してから行われるようになった<sup>59)</sup>。前者が乾隆帝によって問題視されたのが乾隆35年であり、それには一応の釈明が立ち、処分などが行われることはなかったが、その後、乾隆40年代に入って、後者について、銀両報解の遅延という問題として問題視されるに至り、その解明の過程から如上の報告遅延・銀両報解の遅延の背景には、行商による関税の滞納があり、その結果新年度の徴収税銀を流用して旧年度分の税銀を納入していたことが明らかになった。

すなわち、前述したなぜ報告の送達に100日前後もかかるのかという問題の解答は、粵海関の徴税報告が銀両に付随して送られるという特殊事情によって、その送達に異常に多くの日数——およそ100日前後——を要することとなったが、その背景には、行商らの関税滞納により新年度の徴収税銀を流用して旧年度分の税銀を補填することが始まり、徴税額の報告および銀両の解送をなるべく遅らせようとする圧力が毎年大きく働いていたためであると結論づけることができよう。

ただし、この問題が示唆するところはそれだけではない。この粵海関の徴税報告の遅延という問題には、粵海関が北京から空間的に大きく隔たっているという空間的問題が大きく関わっている。空間的に大きく隔たっているがゆえに、報告奏摺の送達所要日数と銀両の輸送所要日数に大きな差が生じ、そこに作為を施す可能性が生じることとなったともいえるのである。しかも、遅延を生む要因の一つとして挙げられている、正確に12ヶ月を基準とする徴税年度の設定と洋船来航時期との矛盾は、比喩的に言えば、純粋な太陰暦（閏月を含む太陽太陰暦ではなく）と太陽暦との矛盾ともいえ、まさしく常関制度における時間的問題をも提起していると言えるのである<sup>60)</sup>。

## 注

- 1) 拙稿「清代乾隆年間における奏摺の送達所要日数について——軍機処録副奏摺中の関税史料を題材として——」（『アジアの歴史と文化』第4輯、2000年）。
- 2) 中国第一歴史档案馆所蔵『軍機処録副奏摺』財政類関税598-23、マイクロフィルム第41巻1520齣（以下、MF.41-1520と略す）、乾隆46年11月14日奉批（原奏10月24日）、広東巡撫李湖奏摺。後掲。
- 3) 北京の中国第一歴史档案馆でこの録副奏摺を発見したのが、1995年の在外研修帰国直前であったため、複写する時間がなく、簡単なメモを録ったのみであった。
- 4) 1995年に中国第一歴史档案馆で史料を採録した際、閲覧し得た録副奏摺は乾隆50年分までであった。その後、2000年と2001年の9月に再訪したが、閲覧者に公開された目録が以前のものと異なる（また2001年にはその目録の閲覧もできなかった）などして、50年分までと同じようなデータ密度でリストを補充し得ていない。
- 5) 『清高宗實録』乾隆35年2月壬戌（15日）。なお『乾隆朝上諭檔』第6冊45頁にはほぼ同文の上諭が載せられているが、それには「本日奏到二摺、俱係十二月二十八日所發」（傍点は滝野）とあり、前掲の上諭では「十月二十八日」となっている徳魁奏摺発出の日付が「十二月二十八日」となっている。しかしそれでは、「この奏摺が出たのは12月に皇帝に謁見した徳魁が広州を出発する前の日付になる（計其時、尚在徳魁起程赴京之前）」という記述、および（「きっと家人に分起行走させたために、奏摺が到達するのが3・4ヶ月もかかってしまったのだ（必令家人等分起行走遅延至三四月之久）」という記述と矛盾する（もし、12月28日に発出されたたすると、乾隆帝がこの奏摺を閲覧した2月15日までに要した時間は約1ヶ月半ということになってしまう）。また『軍機処録副奏摺』595-32、MF.41-969、乾隆35年3月5日（同年4月3日奉批）、粵海関監督徳魁奏摺所引の上諭でも「十月」となっている。
- 6) この奏摺を見て乾隆帝がはじめてこのことに気付いたということから考えると、徳魁は報告書を手ずから提出することをしなかっただけではなく、乾隆帝に謁見した際、恐らくそのことに触れもしなかったのであろう。
- 7) 『軍機処録副奏摺』595-32, MF.41-969、乾隆35年3月5日（同年4月3日奉批）、粵海関監督徳魁。
- 8) 同上。
- 9) 奏摺が家人を「分起行走」されることによって送られたのではないかと疑われたことと、その奏摺の送付が関税収入現銀の輸送とともに行われるということになっているという徳魁の回答を合わせると、現銀が家人によって輸送されるかのように思われるかもしれないが、現銀はあくまで地方官に委任して（「委員」）輸送されるのであり、奏摺は、この場合、これに随行した家人

が携行したか、或いはその委員に託して送られたかしたと思われる。本節冒頭の奏摺は、乾隆帝が粵海關監督からの奏摺送達的一般論として「家人らに分起行走させたものに違いない」としたのだと考えられる。

10) 表2の凡例に附記したように、表2中では一部、国立(台湾)故宮博物院のWeb「圖書文獻處資料庫」(<http://www.npm.gov.tw/tts/npmmeta/dblist.htm>)中の「清代宮中檔奏摺及軍機處檔摺件目錄索引」によるデータを用いたが、これに関しては北九州市立大学助教授堀地明氏および広島大学大学院博士課程の土居智典氏のご教示を受けた。特に記して謝意を示す。

11) 雍正年間初頭に行われた常関監督の地方官兼管制施行については香坂昌紀「清代における関税贏余銀兩制定について」(『集刊東洋学』14、1965年)、同「清代滸墅関の研究I」(『東北学院大学論集』歴史学・地理学3、1972年、および拙稿「清代乾隆年間における官僚と塩商(一)——兩淮塩引案を中心として——」(『九州大学東洋史論集』15号、1986年)参照。

12) 道光『粵海關志』卷7、設官には、

粵海關監督一員、康熙二十四年設。雍正元年奉諭旨「嗣後稅務、交與地方官監收、於錢糧・地方、均有裨益。著議奏」等因。尋議准、粵海關・九江等關、同例停其遣官、交與該撫、令地方官兼管。所收稅銀、照例解部。七年復設監督。

とあり、康熙24年の粵海關設置、雍正元年の地方官兼管制施行と、雍正7年の監督復設を述べた後、雍正12年12月、雍正帝によって出された、各地の常関について、監督に加えて督撫にも管轄地域の常関を「兼管」させ、その指揮の下、地方の文武官に不時巡査させるという上諭を受け、雍正10年から13年の粵海關監督(広州城守副將兼管)毛克明による

據監督毛克明奏稱「粵東海關、地面遼闊、事務繁多、洋商・胥吏、以及勢豪、引誘申通、弊端百出、監督一官、難於稽查・防範、不若就近歸於督撫兼管、則通省文武軍民、均受統屬節制、不敢欺公玩法。再令京員掌管監督印信、監收錢糧、則稅務肅清、而弊可杜」。疏入、照所請行。

との奏を載せて、兩広總督と粵海關監督とによる二重の管理体制が、雍正12年の雍正帝の諭旨を契機として、全国の常関全体に対する措置と同様に行われたかのように書かれている。しかし、他関では、督撫等による徵稅報告と常関監督によるそれが二重に出されることはなく、その制度が定着した乾隆15年以降の粵海關の協力体制(就中、徵稅報告に関するそれ)は、この関独自のものであるといえる。因みに同書同卷所載の職官表によれば、雍正年間~乾隆前期の粵海關の監督は次のようになっている。雍正元年~6年、巡撫による兼管。雍正6年、監督復設。雍正10年~13年、広州城守副將による兼管。雍正13年~乾隆4年、専任の監督。乾隆4年、監督のポスト廃止、巡撫の兼管(~6年)。乾隆6年~7年、督糧道の兼管。乾隆7年、専任の監督復設。乾隆8年、ポスト再廃止、広州將軍の兼管。乾隆10年~15年、巡撫・總督の兼管。乾隆15年、監督復設。それ以後は基本的に監督の任命が継続している。なお、五口開港以前の粵海關監督の差遣制度全般

に関しては、陳國棟「清代前期粵海關監督的派遣（一六八三—一七四二）」（『史原』第10期、1980年）、松浦章「清代前期の海關監督」（同著『清代海外貿易史の研究』朋友書店2002年、第三編、第一章）参照。

13) 中国第一歴史檔案館所蔵『宮中档朱批奏摺』財政類、関税、0325-034、MF.19-425、乾隆15年5月16日、兩広総督陳大受所引の上諭。

14) ただし、監督や総督が陸見のために上京して広州に不在のときなどは、巡撫等の官に署理させるか、あるいは総督・監督のどちらかだけの単独管理となっている。

15) ただし、この制度は、56年分の盈餘が前年より減少したことに対して乾隆57年11月10日に下された上諭（『清高宗實録』乾隆57年11月乙巳〔10日〕）

又諭「戸部奏、粵海關徵收盈餘銀兩、比較五十五年分、計短少銀十一萬六千一百三十八兩零、應按數著賠一摺、已降旨令兼管之巡撫及該監督、各賠銀一萬兩、餘著加恩寬免矣。粵海關經徵稅課、不在洋船之多少、惟視貨物之粗細、以定盈絀、到口船隻雖多、若所載不過香料・藥材等項、稅銀仍屬有限、如船隻內裝載貴重細軟貨物、則船數雖少、稅銀自必較豐。今該關所到洋船、比五十六年多至十七隻、何以僅多收盈餘銀一萬五千餘兩、較五十五年少至十一萬六千餘。該監督等自必以貨物粗重為詞、但是否實係粗重無憑考覈。若不設法稽查、則到關船少之年、既藉口船少以致盈餘短絀、而到關船多年分、又藉稱貨物粗重、不能徵收足數。是此項正雜盈餘、無論船多船少、總屬有絀無盈、年復一年、伊於何底、殊非核實之道。向來粵海關、派令該督撫兼管、原為就近稽察起見。今思該督撫既管關務、與監督即事、而派出家人・吏役等、尤不免彼此扶同弊混、不足以互相查察。嗣後粵海關稅務、竟不必令督撫兼管。其每月到關船數若干、所載貨物粗細各若干、著責成該督撫詳細查明、按月造冊、密行咨報戸部、俟一年期滿時交該部、將該督撫所報清冊與該監督所報清冊、彙總核對、如有不符之處、即行參辦。如此定立章程、則部中有所查核、庶該監督、無由藉詞捏報、仍前短絀也」。

によって乾隆58年以後改変が加えられ、兩広総督（臨時に広東巡撫）の兼管が解除されることとなり、59年度以降は総数報告と銀兩起解報告の双方が粵海關監督によって出されることとなる。

16) 『乾隆朝軍機處隨手登記檔』（広西大学出版社2000年、以下、『登記檔』と略す）第19冊73頁、乾隆32年3月7日には、「硃批德魁摺」と大字で書かれた後に細字で「楊等、一、関税一年期滿、徵收總數、共五十九萬九千九百六十四兩零。比較上屆多收銀九萬四千九百三十三兩零。知道了。内称另行題報。不抄。」とあり、すぐ左に並んで「一、報解關稅盈餘銀兩。該部核議具奏。交」と記されている。これから考えると同時に北京に着いていることは間違いない。広州から北京まで三十数日しか要さない通常の奏摺送達に比べれば、双方とも不自然に長い日にちをかけて北京に届けられていることから考えると、この二つの奏摺は、発せられた日時がこれほど距たっているにもかかわらず、例年通り同じ便で送られたか、あるいは少なくとも、同日に届くように作為されたと考えてよからう。このような1ヶ月以上も距たった時日に発せられた二通の奏摺が同時

に北京につくという不自然な事実は、この奏摺が出された時期、乾隆31年11月25日に楊廷璋が広州を出発し、広西省方面に向かったため広州に不在だった（『登記檔』第18冊430頁、乾隆31年12月9日）ことと何らかの関連があるように思われる。つまり、実際には12月中旬に広州から奏摺を発出したのだが、そのとき楊廷璋が広州にいなかったため、早い時期の日付を書き込み、11月前半に広州から発出したこととするなどの作為を施したことも考えられる。

17) これらの奏摺が例年より早く57日後に北京に着いているのは、『宮中档朱批奏摺』0342-004、MF.19-2664、乾隆36年2月9日、徳魁奏摺に、解送すべき銀兩額を書き並べたのち「現經遵例分晰造冊、一併解部查核、業於乾隆三十五年十二月内、自粵起程、合併陳明」とあり、報告より40日以上早く前年12月中に銀兩を発送し、銀兩の解送とは別個に奏摺を送っているからである。ここでなぜ報告の発出が銀兩の発送より遅れたのか、大いに疑問が残る。また、表2を見ればわかるとおり、このときの銀兩起解報告は年度終了より2ヶ月も経過してから行われており、発送が2ヶ月先に行われていたことを考えに入れても年度終了後2ヶ月も経過した後、発送を行っていたことになり、この時点の会計の処理および報告には大いに問題がある。

18) また、粵海関監督による銀兩起解の報告も、起解した日付を明確に記すようになる（表2「盈餘起解日」列を参照のこと）。

19) こうした意味に於いての報解の「遅延」については陳國棟氏が「清代前期粵海關的稅務行政（一六八三—一八四二）」（『食貨月刊』復刊11-10、1982年）の中で触れられている。

20) 道光『粵海關志』卷7、設官、職官表によれば、伊齡阿は、乾隆46年3月に粵海関監督として着任し、同年4月に李質穎と交代している。

21) 『宮中档朱批奏摺』財政類関稅0350-011、MF.20-820、乾隆46年4月15日、粵海関監督伊齡阿。

22) この史料で「行商顔時瑛等、欠抵餉鈔未清」とは、この前年乾隆45年に発覚した、行商顔時瑛と張天球が英国商人より多額の借金をし、「交結外國誑騙財物例」に反するとして伊犁に発遣された事件に係わって明らかになった多額の未納関稅のことである。その未納の関稅は保商潘文巖らが肩代わりすることとなった。この事件は、この当時の行商らの資金繰りが必ずしも順調ではなく、破産の危険性を常にはらんでいたことを示す例と考えられる。道光『粵海關志』卷25、および梁嘉彬著・山内喜代美訳『廣東十三行考』（日光書院1944年）第二章「廣東十三行沿革考」165頁参照。

23) 同前。

24) ここで戸部のいう「四十五年分」とは粵海関監督圖明阿が送ったものであることから、45年内に戸部に送られたもの、すなわち粵海関側でいう「四十四年分」を指すと考えられる。年度呼称の混乱については後述。

25) 「報解」とは報告して解送する意。

26) 陳國棟氏の「前掲論文注（一一三）」によれば、乾隆43年のこの規定が定められた経緯に関する

軍機録副奏摺が台湾の故宮博物院に所蔵されているとのことであるが、この文書に関しては未見である。ただし、後に紹介する『宮中档朱批奏摺』財政類、関税0350-036、MF.20-885、乾隆46年7月21日、広東巡撫李湖奏摺所引の戸部咨には、この間の経緯について「粤海關徵收稅餉、節年奏解遲延、恐致那新掩舊之弊。經於乾隆四十三年奏准、嗣後總於關期報滿六個月以内、迅速奏解。」とある。

27) 『宮中档朱批奏摺』財政類関税0350-011、MF.20-820、乾隆46年4月15日、粤海関監督伊齡阿。

28) 「認保」については岡本隆司『近代中国と海関』（名古屋大学出版会1999年）148頁参照。

29) 文意から見て明らかに「那後掩前」の誤りであろう。

30) 『宮中档朱批奏摺』財政類関税0350-036、MF.20-885、乾隆46年7月21日、広東巡撫李湖奏摺所引の戸部咨。

31) 『宮中档朱批奏摺』財政類関税0349-008、MF.20-673、乾隆45年4月12日、李質穎・圖明阿。

32) この前言を翻した李質穎の奏摺は直接見ることはできない。ただし、10月2日に戸部尚書和坤らが提出した、この件に関する清朝中央の最終的な対応を示した奏摺（『軍機処録副奏摺』598-17, MF.41-1491、乾隆46年10月2日、戸部尚書臣和坤・戸部尚書臣梁國治・戸部左侍郎臣金簡）には、

本年伍月内據粤海關前任監督伊齡阿・現任監督李質穎、先後具奏核辦行商潘文巖等完餉定期摺内聲稱「該關乾隆肆拾伍年分、尚有未完稅銀拾貳萬陸千貳百餘兩、請給限完繳」等因。

とあり、李質穎から46年5月内に届いた奏摺では、巡撫時代に行った報告とは異なり、伊齡阿と同様に行商の未納銀があると報告したことがわかる。

33) 『宮中档朱批奏摺』財政類関税0350-036、MF.20-885、乾隆46年7月21日、広東巡撫李湖。

34) 同上。

35) 年度を12ヶ月ちょうどで区切ってゆく方式の制定に関しては後述。

36) 但し、注17)で先述したように、銀両の解送は約20ヶ月後に行われている。

37) 前掲、広東巡撫李湖奏摺。

38) 同上。

39) 同上。

40) 同上。

41) 同上。

42) 岡本前掲書、前編、第二章「清代西洋貿易の徴税機構——保商制度を中心として——」参照。

43) 道光『粤海關志』卷25所載、佶山による嘉慶五年の奏には「其外洋・本港一切納餉諸務、乾隆十六年間、俱係外洋行辦理、共有二十家、並無本港名目、亦無福潮行名、止有省城海南行八家」とあり、乾隆16年に洋行は20行あったとあるので、これは後世の本港行・福潮行にあたるものも含み、先の「十三行」というのはそれを除いた数かも知れないが、いずれにしても乾隆15年段階



で13行あったかどうか、さだかではない。前掲『廣東十三行考』第二章「廣東十三行沿革考」、岡本前掲書、前編、補論「廣東洋行新考」、参照。

44) 同上参照。また、『廣東十三行考』167頁によれば、乾隆44年段階で8行だったとしており、これから45年に処罰された顔時瑛と張天球を除けば、6行ということになる。

45) 万曆『維揚關志』卷一、奉使、康熙『滄墅關志』卷8、権部、雍正『北新關志』卷9、宦績によれば、明代鈔関の徴税を管理した戸部主事・員外郎は弘治6年（1493）以降、基本的に一年更代であった。また、前掲松浦章「清代前期の海関監督」によれば、康熙年間の粤海関監督の派遣も12ヶ月を基本として行われていたようである。

46) 香坂昌紀「清代における関税贏余銀兩制定について」（『集刊東洋学』14、1965年）参照。

47) 関連する硃批奏摺・録副奏摺を筆者が見た限りにおいて、例外は、通常の1年＝12ヶ月用の定額とは別に閏年の1年＝13ヶ月用の定額を設定している辰関（湖南省）・夔関・渝関（四川省）と、水路凍結のため冬の間は徴税を行わない臨清磚板関（山東省）のみである。

48) 乾隆59年8月26日から60年7月25日に至る連閏12ヶ月の年度はその前の年度を既に「乾隆六十年分」と呼んでしまっているため、「乾隆六十一年分」という呼称も採るわけにもいかず、「乾隆…年分」という呼び名ではなく「甲辰年分」と呼ばれている（『宮中档朱批奏摺』財政類、関税、0358-040、MF.20-1991、乾隆60年8月28日、舒璽）。

49) 『宮中档朱批奏摺』財政類関税0350-036、MF.20-885、乾隆46年7月21日、広東巡撫李湖奏摺所引の戸部咨。

50) 陳國棟氏前掲論文、第一節および注（六）参照。

51) 道光『粤海關志』卷24、歴年夷船來數附。

52) 陳國棟氏は、前掲論文において干支で年度を呼称する方式が乾隆46年に制定されたとされ、関連の『宮中檔』『軍機檔』を根拠としたと述べられているが、硃批奏摺を見る限りにおいては、干支が年度呼称に採用されたのは注48)で触れたように乾隆60年が最初である。

53) 例えば、実際には乾隆44年に徴収した関税を46年内に報解したとしても、年度呼称は「四十五年分」とされているので、1年しか遅れていないような印象を与える。

54) 『軍機處録副奏摺』598-17、MF.41-1491、乾隆46年10月2日、戸部尚書臣和坤・戸部尚書臣梁國治・戸部左侍郎臣金簡。

55) 『清高宗實録』乾隆46年10月辛未（2日）。

56) 45年分の銀兩起解報告に関する奏摺は、台北の故宮博物院に軍機處録副奏摺が残っているのみであり、未見である。また46年分のそれについては、北京の第一歴史档案馆で一度閲覧したが、複写しておらず、また起解日のメモも取らなかったためにここではそのデータを呈示することができない。

57) 表2を見ていただければわかるとおり、粤海関の税収が格段に増加しはじめるのは、西洋貿易

が広州一港に限定されてから25年以上が経過した乾隆49年からであるが、これは本稿の目的とは別の意味で興味深い事実である。

58) ただし、来航船数の増加と税収の増加が必ずしも比例していないことから考えると（粵海関側の言い分では、これは貨物の質のためであるというが）、49年度からの納税額の増加は、46年度から滞納分を含めて納入してきた実績があるために、粵海関の管関者側が以前よりも多額の納税をしなければならないような心理的状况に追い込まれたことに関係がある可能性もある。

59) ただし、この乾隆28年に直接的契機として何があったかは明かにしえなかった。

60) さらにいえば、常関以外の財政機関の会計年度は閏月をも考慮に入れた太陽太陰暦の1年であり（土居智典氏のご教示による）、これが戸部と粵海関との年度呼称の齟齬を生む遠因にもなっていると考えられる。そうであれば、常関の徴税報告の年度設定が有する時間的問題とは、太陽暦・太陽太陰暦と純粋な太陰暦との矛盾とも言うことができよう。

〔附記〕本論は、平成15年度山口大学人文学部異文化交流研究施設研究プロジェクト「文化研究の多元的交流拠点の確立」（山口大学研究推進体認定）のサブ・テーマ「漢字文化圏における『ことば』——話す・唱える・書く」および「異文化の中の『空間』——均質空間を超えて」による研究成果の一部である。